令和８年（フ）第９９１号
東京都町田市金森東３丁目18番16号合掌苑
債務者　岡本　和人
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５０７号
横浜市緑区中山５丁目１番35号　みのりコーポレーション
債務者　澤田　幸光
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０７４号
横浜市鶴見区市場下町11番37―703号
債務者　橋本　将平
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１１５号
横浜市瀬谷区宮沢１丁目21番地２　サンライズＡ号室
債務者　向嶋　彩香
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２４０号
横浜市磯子区森３丁目３番28―1002号
債務者　白川　円香
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４４５号
横浜市栄区田谷町1455番地３　ドミール田谷202
債務者　持山　正広
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４４６号
横浜市緑区北八朔町2194番地　北八朔住宅１―706
債務者　根本　剣吾
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５９８号
横浜市戸塚区上矢部町284番地８　ユードリーム横濱戸塚401号
債務者　芦田　　有
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７０１号
横浜市戸塚区名瀬町792番地２　藤セルシオ509号
債務者　吉田　美紀
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７２２号
神奈川県大和市下鶴間２丁目４番20号
債務者　小林久美子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７３５号
神奈川県大和市大和東３丁目１番15号　グリーンキャピタル大和301号
債務者　小屋敷克巳
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７４１号
横浜市青葉区梅が丘28番地20
債務者　三崎　修平
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７８５号
横浜市神奈川区三ツ沢西町11番14号　アサミハウス第６―401号
債務者　伊東　　隼
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７９４号
横浜市港北区篠原台町17番４号　ポルシェ白楽203
債務者　伊藤　　玲
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７９５号
横浜市保土ケ谷区新井町356番地　千丸台ハイツ３―712号
債務者　荘田　和希
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８０２号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目28番地１　鶴ヶ峰南住宅３棟107号
債務者　柿崎美代志
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８２７号
横浜市瀬谷区南台２丁目４番地１　南台ハイツＢ５棟505号
債務者　宮崎　弘子
1　決定年月日時　令和８年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部